

働く人の健康を考える

ワーク&ヘルス

広島市南区金屋町8-20 TEL 082-264-4110

郵便振替口座 01310-9-42400

目次

- ◆ 旧興亜石油の元労働者 F さん
石綿胸水で労災認定
- ◆ 3月15日労災・職業病電話相談開設
- ◆ 石綿クボタ賠償確定
最高裁決定 住民1人に3200万円
- ◆ 松坂知恒市議（センター顧問）事務所開き参加

2015年 3月10日

第238号

広島労働安全衛生センター

旧興亜石油の元労働者 F さん

石綿胸水で労災認定

岩国に在住する F さんは昨年 2 月頃からこれまでに感じたことのない疲れが出るようになってきた。3 月に入るとそれが顕著となり、胸をチクチク刺すような痛みが感じられるようになった。

日頃、掛かり付けのクリニックで 3 月 24 日レントゲンと CT を受けたところ、画像診断に「中皮腫」の疑いがあるので岩国医療センターで精密検査を受けるように勧められた。

F さんの病歴

- 3 月 28 日 岩国医療センター呼吸器内科を受診。胸部のレントゲン、CT 胸水の抜き取り検査をする。
- 4 月 04 日 検査結果を聞くため来院。異型細胞は認められなかった。
- 4 月 17 日～ 17 日入院、18 日手術、22 日退院、組織は良性であった。
- 5 月 08 日 呼吸困難は変わらないのでホットラインアスベスト相談窓口にご相談。そこで友和クリニックと安全センターを紹介された。
- 5 月 13 日 岩国医療センターの担当医から最終的病名が「良性石綿胸水」と告げられる。担当医より「今後は定期的に症状を監視していく。治療の方法はない」と言われたので信頼をなくした。
- 5 月 20 日 検査手術後、息切れが相変わらず起こり、特に夜中には咳き込み寝れないので、紹介された友和クリニックで診療を受ける。現在も継続中。
宇土医師の意見書には「胸部 CT にてアスベスト曝露による胸膜肥厚を認める」とあり「石綿胸水として取り扱うのが妥当とである」と明記されている。

F さんの職歴

F さんは 1965 年 4 月に旧興亜石油に就職
仕事内容は昭和 40 年代から 60 年代にかけて灯油・軽油・ガソリン製造装置で働いていた。通常は油の製造に従事していたが、1 年に 1 回装置のメンテナンスがありこの時期は立会作業が主な仕事であった。

内容は設備の点検、配管などの改修・取り替えや保温材の解体取り替え工事などの立会をしていた。

この当時の作業環境は決して良かったとは言えず、粉塵やアスベストが飛散している中でも注意しながら作業の進捗状況を把握するため見廻りなどの立会作業をしていた。

昭和 45 年頃からは装置の近代化が進み解体・新設が行われた。従ってこの時期に一連の工事中で飛散したアスベスト粉塵を吸い込んだ可能性があると考えます。

以上、F さんの申し立て書より抜粋

Fさんの申立書によると、石綿曝露歴は1965年4月から1986年5月までとなっておりアスベストによる労災認定基準10年を満たしている。

昨年の6月17日正式に岩国労働基準監督署に労災請求を行った。アスベストによる「石綿胸水」は本省協議となっています。Fさんが抱えているリュウマチが胸水を引き起こす因果関係を払拭する意見書を主治医より証明を頂き、岩国労基署に提出した。

それ以降、8月中旬頃から体調が急変し9月2日に「広島西医療センター」に入院された。私たちはFさんから直接連絡が入り9月9日にお見舞いに行った。すると、Fさんから言われたことは、体内の白血球が減り血液中のガンであることを聞かされた。後日、Fさんの自宅に電話を入れ奥さんより病状を聞くと、正式な病名は「急性脊髄性白血病」であることが告げられた。

Fさんは、「石綿胸水」と「急性脊髄性白血病」を抱えながら闘病生活を送っていた。

労災認定を受けたものの・・・

岩国労基署は「年末までには結論が出るであろう」と言っていたが、12月25日に電話で問い合わせしてみたが、監督署の返答は「本省から何の連絡もない」との事でした。年が明け6日の問い合わせには「現在、本省内部で決済の了承を撮っている最中」と返答がありました。そして1月21日に労災請求を行って7カ月後に『労災認定』通知を受けたとの連絡が家族からありました。

昨年、Fさんを見舞った頃、「一日も早く労災認定を受けて家内を安心させてやりたい」と言っていました。しかし、2月6日に容体が急変され亡くなりました。残念でなりません。事務局員一同、謹んで哀悼の意を表します。

岩国労働基準監督署は、Fさんの件に関連して「旧興亜石油」事業所でのアスベスト被災者は初めての事例であることを表明されたことを報告しておきます。

3月15日労災・職業病電話相談開設

今年度2回目の電話相談を開設することを事務局会議で決定しました。会議ではこの間の取り組みから「マスコミ（テレビ局）が取り上げてくれるかが大きく左右される」「これまでの要請文『労災・アスベスト110番』はアスベスト被災が強調され、他の職業病への呼びかけが弱い」「年2回の取り組みでは不十分、年4回の取り組みも必要」との指摘がありました。

こうした指摘を受け、報道機関への要請文は「仕事による健康被害」電話相談開設としました。また、これまでの年2回の電話相談回数については次期総会で検討することとしました。

下記の通り報道機関へ要請文を発出するとともに、事務局員が直接テレビ局へ取材の要請を行うこととなりました。

報道機関 各位

2015年 3月 5日
広島労働安全衛生センター
事務局長 山廣 賢治

「仕事による健康被害」電話相談開設

労働者にとって今国会で争点になっている法案は、労働者派遣法、残業0問題、裁量労働制、解雇金銭解決、等です。これらの法案が可決・成立されれば、労働現場は長時間労働、無権利状態が横行し、過労死を労災として闘う法的根拠が困難になってくることが予想されます。

今日の労働現場では、非正規労働者、外国人労働者、介護労働者、派遣労働者などの長時間労働、過重労働が強いられその結果、労災隠し、腰痛症、頸肩腕障害、振動病、じん肺が多発しています。

私たち「広島労働安全衛生センター」は労災、職業病・アスベスト問題を中心に年2回（春、秋）電話相談を行っているところです。

そうしたなか、広島におけるアスベスト問題では、昨年7月、呉海上元自衛官の「肺がん」による公務災害認定や、今年1月に石油関係において「石綿胸水」での労災認定等が挙げられます。

他の労災問題では、勤務時間内での交通事故や託児児童館での頸肩腕症労災認定がありました。また、労災認定不支給問題をめぐって現在、広島地裁で不支給決定の取り消しを求めて裁判を行っています。

こうしたことを踏まえ、下記の要綱で「仕事による健康被害」電話相談を開設します。つきましては報道機関各位に新聞、テレビを通じて報道していただくことを要請いたします。

記

1. 相談日時 3月15日（日）
午前10時～午後5時まで電話受付
2. 電話番号 082-264-4110
3. 主催団体 広島労働安全衛生センター
広島市南区金屋町8-20-201号

石綿クボタ賠償確定

最高裁決定 住民1人に3200万円

大手機械メーカー「クボタ」旧神崎工場（兵庫県尼崎市）の周辺住民2人が死亡したのは、工場から飛散したアスベスト（石綿）が原因だとして、遺族らが同社と国に約7900万円の損害賠償を求めた裁判で、住民1人について同社の責任を認め、同社に約3200万円の支払いを命じた2審判決が確定した。

最高裁第3小法廷（大谷剛彦裁判長）が17日付の決定で、原告とクボタ双方の上告を退けた。石綿工場の周辺住民の被害について、企業の責任を認める判決が確定するのは初めて。裁判官5人全員一致の意見。

訴えていたのは、肺を包む胸膜にできるがんの「中皮腫」で死亡した男性（当時80）と女性（当時85）の遺族計4人。

昨年3月の2審・大阪高裁は、工場が操業した1954年から75年まで石綿が敷地外まで飛散していたと認定。工場から300メートル以内で1年以上生活して中皮腫を発症したのは、飛散した石綿が原因だとした。

そのうえで、男性は75年までの約20年間、工場から約200メートルの機械工場で働いており、中皮腫羽石綿の飛散が原因だと認めた。一方、女性は工場から1キロ余り離れた自宅で生活していたため、工場の石綿が死亡の原因とは認めなかった。

遺族らは、「石綿の飛散を適切に規制しなかった」として国の賠償責任も求めていたが、1、2審とも国の責任を否定。最高裁もこの判断を支持した。

誠意をもって対応 クボタ広報室のコメント

速やかに最高裁の判断に従った対応をさせていただきます。患者、ご家族や支援団体の皆様と制定した救済金制度の運営を継続し、かつて石綿を取り扱った企業としての社会的責任の見地から、誠意をもって対応してまいります。（朝日新聞より掲載）

Fさんの初公判（広島地裁）4月14日（火）10時15分～

Fさんの労災申請は再審査請求の段階で不支給となりました。これを不服として裁判を行いなす。公判の傍聴参加をお願いします。

石綿クボタ賠償確定
最高裁決定 住民1人に3200万円

大手機械メーカー「クボタ」旧神崎工場（兵庫県尼崎市）の周辺住民2人が死亡したのは、工場から飛散したアスベスト（石綿）が原因だとして、遺族らが同社と国に約7900万円の損害賠償を求めた裁判で、住民1人について同社の責任を認め、同社に約3200万円の支払いを命じた2審判決が確定した。

最高裁第3小法廷（大谷剛彦裁判長）が17日付の決定で、原告とクボタ双方の上告を退けた。石綿工場の周辺住民の被害について、企業の責任を認める判決が確定するのは初めて。裁判官5人全員一致の意見。

訴えていたのは、肺を包む胸膜にできるがんの「中皮腫」で死亡した男性（当時80）と女性（当時85）の遺族計4人。

昨年3月の2審・大阪高裁は、工場が操業した1954年から75年まで石綿が敷地外まで飛散していたと認定。工場から300メートル以内で1年以上生活して中皮腫を発症したのは、飛散した石綿が原因だとした。

そのうえで、男性は75年までの約20年間、工場から約200メートルの機械工場で働いており、中皮腫羽石綿の飛散が原因だと認めた。一方、女性は工場から1キロ余り離れた自宅で生活していたため、工場の石綿が死亡の原因とは認めなかった。

遺族らは、「石綿の飛散を適切に規制しなかった」として国の賠償責任も求めていたが、1、2審とも国の責任を否定。最高裁もこの判断を支持した。

誠意をもって対応
クボタ広報室のコメント

速やかに最高裁の判断に従った対応をさせていただきます。患者、ご家族や支援団体の皆様と制定した救済金制度の運営を継続し、かつて石綿を取り扱った企業としての社会的責任の見地から、誠意をもって対応してまいります。

（西山貴意）

松坂知恒市議（センター顧問）事務所開きに参加

3月1日（日）10時より安全センター顧問でもある広島南区出身の松坂市議の地方選挙にむけた事務所開きが行われた。

ご存じのように、今年4月には全国各地で統一地方選挙が闘われる。市議、県議の方々は一斉に選挙モードに突入している。

私たち安全センターも事務局員を中心に事務所開きに参加して来ました。当日はあいにくの雨模様の天気で開催人数が心配されたが50人近い支援者が参加された。

集会は司会者の進行で進められ最初に後援会長の清水さんが挨拶をされ、その後、各界よりの代表が激励の挨拶があった。松坂市議は医師でもある関係から広島医師会を代表して松村氏、労働界からは連合広島が支援しており議長の久光氏の挨拶を受けた。続いて政界からは広島民主党を代表して森本参議院議員が挨拶をされ、最後に松坂市議が在住されている地元段原4丁目の町内会長さんが激励の挨拶をされました。

各界からの激励挨拶の後、松坂市議が立候補者の挨拶をされ「弱者の目線に立ってこれまでも市政に携わってきたが、これからも弱者の声を代表して5期目の当選を目指して頑張っていきたい」と力つよい決意表明がされた。そして、参加者一同で5期目の当選を目指して乾杯がされ集会は終了した。



広島労働安全衛生センターは、個人会員・団体・賛助会員で構成されています。

そしてその会の活動は、会員の会費によって運営されています。

私たちは、働く人たちが心も、元気で働くことができる快適な職場作りの情報を提供します。

あなたも会員・読者に

◆ 会員（月）

◆ 個人 1口 400円

団体 1口 2000円 （尚、会費は本誌購読料を含みます。）

ホーム・ページはこちら

hiroshima.raec@leaf.ocn.ne.jp

<http://www.10.ocn.jp/~hicenter/>

